



## 生活

**転出しても住民基本台帳カードが継続利用できます**

これまでは転出するとそれまでお持ちの住民基本台帳カードが廃止となっていました。7月9日から、他市町村へ転出しても引き続き利用できるようになります。

転入の際は、カードに新しい住所を記載しますので、必ず住民基本台帳カードをお持ちください。

問 市民課窓口サービス係

☎(80)1141



## 国保

**外国人住民の方の国民健康保険加入要件が変わります**

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」等の改正に伴い、平成24年7月9日から国民健康保険に加入する外国人の方の要件が変わります。

**現在の加入要件** 外国人登録をしており、1年以上の在留期間がある方

**変更後の加入要件** 適法に3ヶ月を超えて在留する方

※ただし、他の健康保険加入者、生活保護受給者、在留資格が「外交」、在留資格がない方は、国民健康保険に加入できません。対象となる方は、国民健康保険に加入する手続きが必要

です。現在、国民健康保険に加入されている外国人の方は、手続きは必要ありません。

問 市民課国民健康保険係

☎(80)1143



## 後期高齢者医療

**保険証の更新と保険料の額が決定します**

■保険証の更新

8月からお使いいただく保険証は7月中旬以降順次、簡易書留郵便で発送します。

■保険証の負担割合

保険証に記載の負担金割合が「3割」の方は、次の要件のどちらかに該当する場合、「1割」に変更となります。手続きなどの詳細は、お問い合わせください。

①世帯に被保険者が1人で、前年の収入が383万円未満の場合

②世帯に被保険者を含め70歳以上の方が複数いる場合、その方々の前年の収入の合計が、520万円未満の場合

■保険料額の決定

平成24年度の保険料率は昨年と同じ料率となります。ただし、低所得者層の保険料上昇を抑制するため、賦課限度額は50万円から55万円に引き上げとなりました。

■特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更できます

特別徴収(年金天引き)から口座振替に納付方法を変更する場合、金融機関と市役所で手続きが必要です。変更には3か月以上かかりましたので、ご希望の方はお早めに手続きをしてください。

問 市民課高齢者医療年金係

☎(80)1142



## 税

**国民健康保険税納税通知書の送付**

国民健康保険税の納税通知書を7月13日に発送します。税率や納付方法などは、納税通知書でご確認ください。

年金から特別徴収される方は、届出により、年金天引きから口座振替に納付方法を変更できます。手続きには2か月以上かかります。※納付書での納付には変更できません。詳細は、広報さんむ

3月号12頁をご覧ください。倒産などで職を失った失業者の方で雇用保険受給資格者証をお持ちの方は、国民健康保険税の軽減制度があります。対象者は、雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者(離職理由コード11、12、21、22、23、31、32、33、34)です。短期雇用特例被保険者や65歳到達日以後に離職された方は対象なりません。軽減を受けるためには届出が必要

です。届出の際、雇用保険受給資格者証と印鑑をご持参ください。

問 課税課市民税係

☎(80)1281